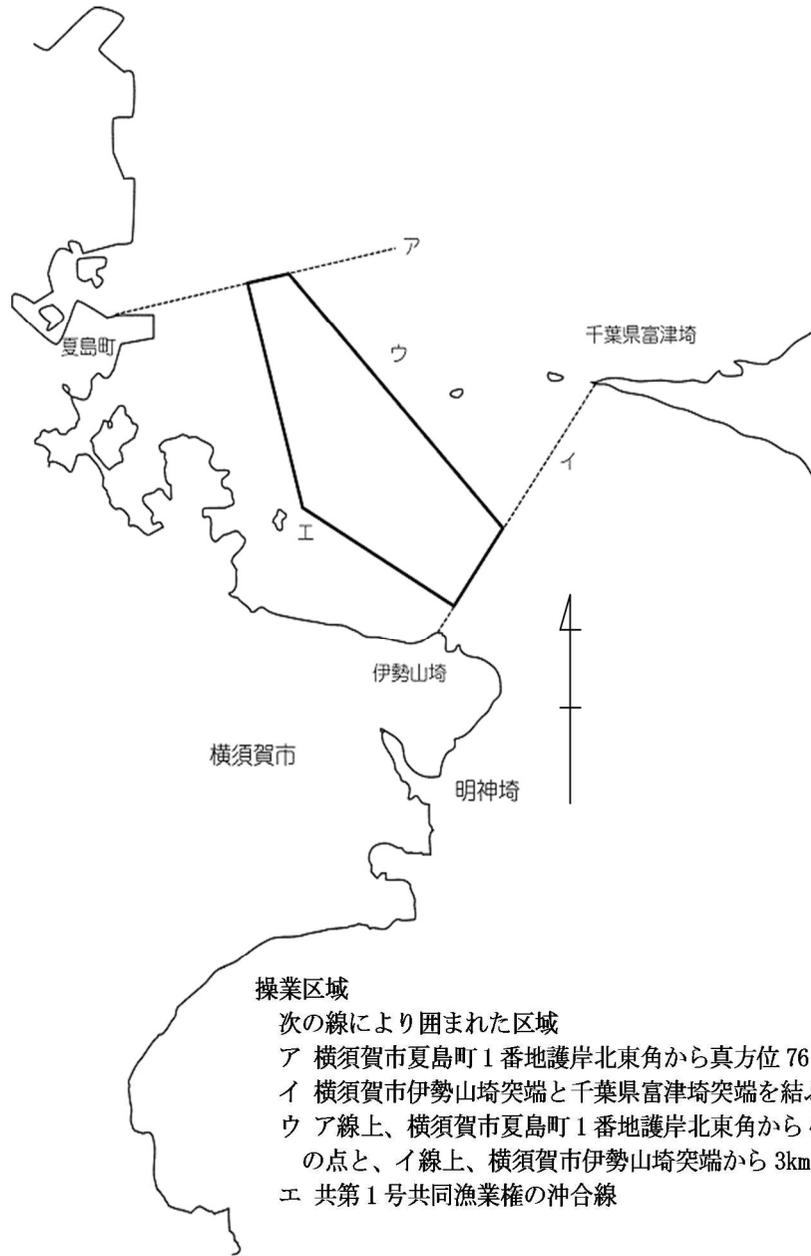


漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 5 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	（許可の有効期間）
いしもち、すずき一枚網漁業	1	定めなし	横須賀市夏島町 1 番地にある護岸北東角より真方位 76 度 14.8 分の線から横須賀市野比地先サク根と千葉県富津市浜金谷港灯台との見通し線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	1 月 1 日から 12 月 31 日まで。 ただし、いしもちを目的とする場合は 1 月 1 日から 4 月 30 日まで。すずきを目的とする場合は 5 月 1 日から 12 月 31 日まで。	横須賀市船越町、浦郷町、安浦町、公郷町、三春町、田戸台に漁業根拠地を有している者	1 網の目合は次とおりとする。 (1)いしもちを目的とするもの 5.3 cm 以上 (2)すずきを目的とするもの 9 cm 以上 2 網の張立時間は 15 時から翌日 10 時までとする。	令和 3 年 4 月 30 日から同年 5 月 31 日まで	令和 3 年 6 月 14 日から令和 8 年 6 月 13 日まで

<p>かれい及びたいを目的とする三枚網漁業</p>	<p>1</p>	<p>定めなし</p>	<p>次の線により囲まれた区域 ア 横須賀市夏島町 1 番地 護岸北東角から真方位 76 度 14.8 分の線 イ 横須賀市伊勢山崎突端と千葉県富津崎突端を結ぶ線 ウ ア線上、横須賀市夏島町 1 番地 護岸北東角から 4.5km の点と、イ線上、横須賀市伊勢山崎突端から 3km の点を結ぶ線 エ 共第 1 号共同漁業権の沖合線</p>	<p>5月1日から12月31日まで。</p>	<p>横須賀市 船越町、浦郷町、安浦町、公郷町、三春町、田戸台に漁業根拠地を有している者</p>	<p>1 網の張立時間は 15 時から翌日 10 時までとする。 2 漁具の規模の限度は次のとおりとする。 (1)目合 9 cm 以上 (2)網の高さ 3m 以下 (3)網 1 反の長さ 70 m 以下 (4)1 隻の網の使用反数 15 反以下</p>	<p>令和 3 年 4 月 30 日から 同年 5 月 31 日まで</p>	<p>令和 3 年 6 月 14 日から 令和 8 年 6 月 13 日まで</p>
---------------------------	----------	-------------	--	------------------------	--	---	--	--



作業区域

次の線により囲まれた区域

ア 横須賀市夏島町1番地護岸北東角から真方位76度14.8分の線

イ 横須賀市伊勢山崎突端と千葉県富津崎突端を結ぶ線

ウ ア線上、横須賀市夏島町1番地護岸北東角から4.5km

の点と、イ線上、横須賀市伊勢山崎突端から3kmの点を結ぶ線

エ 共第1号共同漁業権の沖合線